

## 第9回教育委員会会議

1 日時 令和4年5月31日（火） 午後3時30分～午後4時45分

2 場所 大阪市役所本庁舎7階 市会第4委員会室

### 3 出席者

多田 勝哉 教育長  
森末 尚孝 教育長職務代理者  
平井 正朗 教育長職務代理者  
大竹 伸一 委員  
栗林 澄夫 委員  
  
三木 信夫 教育次長  
御栗 一智 東成区担当教育次長  
塩屋 幸男 東住吉区担当教育次長  
大継 章嘉 教育監  
川本 祥生 総務部長  
楠井 誠二 政策推進担当部長  
忍 康彦 教務部長  
福山 英利 指導部長  
村川 智和 総務課長  
仲村 顕臣 首席指導主事  
中野下豪紀 教職員人事担当課長  
上田 慎一 教職員サービス・監察担当課長  
  
松浦 令 教育政策課長  
有上 裕美 教育政策課長代理  
ほか指導主事、担当係長、担当係員

#### 4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に栗林委員を指名
- (3) 案件

議案第59号	職員の人事について
議案第60号	職員の人事について
議案第61号	職員の人事について
報告第11号	職員の人事について
報告第12号	教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について
報告第13号	令和4年度局内・局横断プロジェクトチーム体制について
協議題第10号	令和3年度局運営方針振り返りの報告並びに教育行政点検評価報告書の作成について

なお、議案第59号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、議案60号、第61号及び協議題第10号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

#### (4) 議事要旨

報告第11号「職員の人事について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

区役所における6月1日付けの兼務発令について、大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、教育長による急施専決処分を行ったため、同条第2項により報告するものである。新たに総務部教育政策課担当係長を兼務するものとして、東成区役所市民協働課担当係長の沼口大輔を充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第12号「教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にかかる対応状況について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

今年度から新たな大阪市教育振興基本計画における、各学校の実情に応じたきめ細かな支援策の推進や、一体性を持った教育行政の運営に向け、4月より広く教職員から意見や提案を受ける仕組みの運用を開始した。2月の教育委員会会議において概要を説明した際に、大竹委員の、開始当初のうちは早めに検討してフィードバックをすることで、意見・提案をした人も素早い対応であると感じることができるといった意見を踏まえ、本日は4月に受けた意見・提案についてご報告する。

4月は4件の意見・提案を受け付けた。受付番号の右の記載の番号は、振興基本計画における9つの基本的な方向性の該当する番号を記載している。1つ目の意見・提案は、いじめや体罰の防止に関するもので、いじめや体罰を防ぐ手立てとしてアンケートに頼っている現状の改善に向けて、経験豊富な教員が実際に現場を見て、発見に繋げるといった提案内容である。本提案に対する教育委員会の見解案としては、各校において日常生活における見守りや実態把握により、いじめや体罰の早期発見・早期解決に努めるとともに、アンケートについても有効活用していること、校内のいじめ対策委員会等により、組織的に対応していること、あわせて、学校に指導助言を行う指導主事を対象とした研修を実施している旨を記載している。また、具体的な対応案として、今後、アンケートのオンライン化の効果の分析等についても検討するとしている。

2つ目の意見・提案は、部活動指導に関するもので、教員の時間外勤務の改善策として、部活動指導員の全校配置を提案するものである。本提案に対する教育委員会の見解案として、令和4年度は中学校1校あたり3名程度の配置予定であり、引き続き、全校配置をめざして取り組んでいく旨を記載している。現状では、指導員について390名確保している。

3つ目の意見・提案は、デジタル教科書に関するもので、指導者用デジタル教科書の配布を提案する内容であるが、本提案については、4月18日よりデジタル教科書の活用が可能となっており、すでに対応済みとしている。4つ目の意見・提案は、職員室等の清掃やごみ処理のための人材配置を提案するものである。本提案に対する教育委員会の見解案として、コピー用紙の補充や印刷物の対応について、スクールサポートスタッフの活用が可能であること、一方、教職員が使用する場所の清掃業務に関しては、教職員の間での分担による対応とする旨を記載している。また具体的な対応案として、スクールサポートスタ

ツフの全校配置に要する予算の確保に努めていく。

今後の流れとしては、見解案や対応案について、本日教育委員の皆様より頂戴するご意見等を反映の上、学校園に対して周知していく。

質疑の概要は次のとおりである。

**【大竹委員】** 少し質問と回答がずれているような所があるという感じがしています。例えば1番目の意見については、経験のある教員が現場に入ったらどうかという提案ですけども、具体的な対応策というのを見ると、提案にあるように現場の人が入ることではなくて、指導主事等が色々指導・助言を行っていくという、ちょっとすれ違いたい感じもします。経験のある云々という所は、例えば、経験のあるということであれば、学校の実際の教員でなくても、指導主事は経験もあるので、こういった人がやっているから大丈夫だよとか、もう少し、すれ違いにならない回答の仕方をしたらどうかというのが1番目の感想です。それから2番目の意見については、全校配置をお願いしますということなので、見解としては全校配置をめざして取り組んでいきますということで、非常に前向きには見えるんですけども、それはいつまでになのかというゴールがよく見えない。確かにこれは予算措置等との関係があるから、ゴールが示せないということであれば、その旨を少し書いてあげた方が、提案した人は納得できるのではないかというふうに思います。3番目は対応済みでいいんですけども、4番目はスクールサポートということで、これは全校配置をもうしているということでいいと思うんですけども、こういったものは、提案に沿った回答、丁寧な説明がないと、なかなか次から意見を出そうという気にならないので、なるべくその人がどういう意図で言っているかというのを見て、出来ることと出来ないことがあるので、出来ないことはその理由をはっきりさせること。出来ることは、このようにしますと少し書いた方がいいかなと。もう少し提案している人の立場に立って見解を書いたらどうかというのが意見であります。

**【川本総務部長】** 事務局内で改めて検討いたします。

**【栗林委員】** 今、大竹委員のおっしゃった意見に、私も非常によく似た印象を持ちました。例えば1番は、いじめや体罰について、具体的に把握して対応するためにアンケートに頼って、その申告があったら受け付けるというようなやり方で、実態をしっかり把握できているんでしょうか、という問題提起というように受け止めたんです。そうすると、この実態というのは、実は、いじめといっても、何人でいじているというようなことだ

けではなくて、ヤングケアラーの人が家庭の問題などにより、自分自身で学校活動に自由にいつも参加できるわけではない、そういう中で例えばいじめに遭ってしまうというような、複層的な状態をしっかりと把握することがまず大事である、という意味で提起しておられるような部分あるんじゃないかと。そういう子どもたちの実態をしっかりと把握するためにはアンケートだけでいいのという、そういう提案にも見えてきます。しかし、それを教員の方たちにやれとなると、今でも労働過重の印象を持っておられるのに、さらにそれを責めるようなことにもなると。人を配置するということが大事ですけども、具体的にどういう取組みをしていったら現場をうまく回していくことに繋がるんだろうという、そういう観点でのアプローチも必要ではないかなと感じました。受付番号の2番目に関しても、残業時間が増加傾向であるとのことですが、これは私自身で感じたことがあるんですけども、部活動などに関与すると、実態としてかなり時間を取られることがあるんですよ。労働時間として換算すると、職場としてブラックだというような認識に繋がっていくこともあり得ると思うので、教員の労働環境全体をどう捉えていくのかということはやっぱり、子どもたちのためにどうしていったらいいのかという観点に立って、アプローチする必要もあるのではないのでしょうか。そうすると、お金かけて対応しているということだけではなくて、アプローチの仕方についても、具体的にこうしたらいいんじゃないかというようなことは難しいですが、教員の方たちもそういう複層的な想いを抱いておられる方もかなりおられるんじゃないかと感じますので、そうした観点からのアプローチも検討課題ではあるのかなと思いました。

【川本総務部長】　　ちょっとご提案の趣旨を小さめに理解して答えてしまっているの、部活動のあり方自体も、これから検討しないといけないこともありますから、その方向性も含めて答えられるように考えたいと思います。

【平井委員】　　2番目の意見に残業時間がありますが、負担感を感じる教師を考えてみた場合、自己調整力のある方とない方でかなり捉え方が異なるような気がします。今後の検討課題として、教師一人ひとりの自己調整力の差によって温度差が発生、結果、スロースターの方には負担感を感じるということになるのではないのでしょうか。調整力のある方をロールモデルとして、フローチャートのようなものを作ってはいかがでしょうか。また、4番目ですが、この問題提起から検討してほしいのは働き方改革といかにつなげるかということです。令和の日本型学校教育も参考にさせていただきたいです。海外と比較すると、日本の職務内容の多さによくわかります。アメリカのようにスペシャリストとしての

教科担当者とホームルームティーチャーを分けているケースと日本のようにジェネラリストとしての役割を果たさなければならないケースでは仕事量が根本的に異なってくるわけですから。令和の日本型学校教育を見ると、ICTをフル活用して校務の効率化と見える化に努めていますが、さらにつきつめて学校での校務の構造改革を検討する時期が来ているように思います。

**【森末委員】** 今回出てきたのはこの4つの意見ということですが、趣旨に合った提案が出てきてるとは思います。そうすると、大竹委員もおっしゃったように、やっぱり出てきた提案については丁寧に答えてあげるべきだと思います。提案内容に関しては、もちろん全て対応するというわけにはいきませんし、予算などの色んな面もあるので、そこは教育委員会として、これは採用できるけれどこれは難しい、何故ならこういうことだから、ということで議論を深めていくというのが今回の趣旨だと思いますので、そういう形で対応いただきたいと思います。少しすれ違いの答弁になっている気がしましたので、負担になるかもしれませんが、真摯に捉えて答えて、それから議論を深めていければということで、一度進めていただいたらなと思います。あと、個別のこととして、4番目についてですが、スクールサポートスタッフは予算は確保しておりますと書いてありますけれど、実際はまだ全学校に配置はされていないですね。

**【川本総務部長】** 実は、コロナ対策で一応全校配置しているのですが、少し人が見つからないということで、時間数に差があるというところはございます。

**【森末委員】** そうすると、この提案されている人は、全部行き渡っていないと言っているんだと思いますので、予算は取っているけれども行き渡らない場合もあり、それは確保するように努力しますという回答もしておいた方がいいかなと思います。

**【多田教育長】** ありがとうございます。今回のこの取組みにつきましては、新しい振興基本計画のもとでの新しい取組みだと思っております。今日、各先生方からご指摘もございましたように、答え方の問題というのでしょうか、出来るか出来ないか、出来ないのであればなぜ出来ないのかを明確にするというように、丁寧な現場とのコミュニケーションを意識したやりとりに繋げていくことができたと思います。あと、平井先生からございましたように、その先をどう考えていくのかということにも繋げていくということで、この場ですぐに答えが出ないものもあるかもしれませんが、そういったことにも繋げていけたらと思います。この取組みは始まったところですので、進め方も改善しながら進めていくことができたと思います。一旦、今日ご指摘をいただいた点を修正して、改め

てまたご覧いただくような場面をつくらせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

報告第13号「令和4年度局内・局横断プロジェクトチーム体制について」を上程。

川本総務部長からの説明要旨は次の通りである。

平成26年度より教育振興基本計画の示す施策を、より効果的に推進するために、教育改革プロジェクトチームを設置している。また、ワーキンググループ等については、各課題に応じて毎年度必要性を精査しながら設置をしている。今年度は新たな振興基本計画に基づく取り組みが始まる時期であること、部活動の地域移行などの国の動きもあることから、現場の校長や教職員にも参画をいただきながら、新たな体制で進めてまいりたい。

新規に立ち上げるものを中心にご説明する。本市における部活動のあり方と今後の部活動の地域移行について、外部有識者等からも意見を聴取し、方向性を検討していくために、新たに部活動のあり方研究及び地域移行に関する検討会議を設置する。なお、主に部活動指導員の配置に関する検討を進めてきた、部活動のあり方に関する有識者会議兼部活動に関する検討会議を終了し、新たに設置するものである。本会議については、前身の会議よりご参加いただいていた異委員と、森末委員にも参加をいただければと考えている。部活動の地域移行について、国の動向も踏まえながら、丁寧に検討を進めてまいりたい。総合的読解力育成カリキュラムの開発に向けた内容検討ワーキンググループについては、昨年度の総合教育会議等での議論を受けて、令和3年7月に設置した。今年度は名称を仮称、言語能力の育成に向けた内容検討ワーキンググループから変更し、引き続き、カリキュラムの具体的な内容検討を進めていく。次に、障がいのある子どもの学びの充実に関するワーキンググループについてであるが、障がいのある子どもの学びの場については、子どもの状況に応じて、通常学級、通級による指導、特別支援学級のいずれかを選択することとされているが、本市においては通級による指導を受けられる学校が少ないという現状がある。本ワーキンググループでは、通級による指導を受けることができる学校を増やしていくために、課題を整理し、整備に向けた方向性を検討する。次に、学校選択制検証ワーキングについてであるが、平成26年度入学者より実施してきた学校選択制について、制度導入より8年が経過することから、本ワーキンググループにおいて制度の成果や課題を検証し、よりよい制度改善に向けた検討を進める。最後に、人事評価制度検討ワーキンググループについてであるが、頑張る教員の成果や努力に報いるための人事評価制度の改編

や、顕著な功績を挙げた学校への表彰制度等を新たに構築し、さらなる教育活動の充実や教職員の意識向上に繋げるため、本ワーキンググループにおいて具体的な制度設計等を検討する。今後については、各ワーキンググループにおいて課題解決や予算の確保に向け、スケジュール感を持って検討を進め、新たな教育振興基本計画に示す施策を効果的に推進してまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

**【大竹委員】** この件について特に異論はありませんが、こういったものを設置する時には、検討の完了時期とか、従来あったものがいつ終わるのか。見てみると、設置してからだいぶ経っているものもまだ継続とあるので、一般的にこういったプロジェクトは、ここで打ち切るなら打ち切るというふうにしていかないと、どんどん増えてしまう傾向があります。当初はこの時期に終わるものであっても、別の要素が入ってきてさらに継続をするということもあるとは思いますが、その決めた時期が絶対とは言いませんけれども、少しそういったものを見ていかないと。例えば不登校の問題にしても、一旦結論を出して、それで実施してみて、だめだったらまた設置するとかしないと、何か通常業務なのかプロジェクトなのか分からなくなってしまうので、少しメリハリをつけたワーキングの進め方をいただければありがたいと思います。

協議題第10号「令和3年度局運営方針振り返りの報告並びに教育行政点検評価報告書の作成について」を上程。

楠井政策推進担当部長からの説明要旨は次の通りである。

まず、令和3年度局運営方針の振り返りについて報告する。令和3年度については、前大阪市教育振興基本計画における最重要目標である、子どもが安心して成長できる安全な社会の実現、心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上、併せて、施策を実現するための仕組みの推進の3つを経営課題とした。9つの戦略、32の具体的取組みを実施し、そのうち、24の取組みで目標を達成した。しかしながら、昨年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、8つの取組みで目標が未達成となっている。次に事務局全体の自己評価について、解決すべき課題と今後の改善方向に関して要約すると、安全・安心な教育の推進では、いじめの未然防止、早期発見に向けた対応を行うこと。子ども一人ひとりに寄り添った不登校要因への対応。学習機会の確保に向けて取

り組むこと。また、平井委員のご指摘を踏まえ、多国籍化、増加する帰国・来日した児童生徒に対して日本語指導や適応指導等を実施するとともに、多文化共生教育を推進していくこととしている。未来を切り拓く学力・体力の向上では、言語活動、理数教育に取り組むこと。また、支援チームによる学校訪問を通じて、教員の指導力の向上に取り組むこと。学びを支える教育環境の実現では、ICTを活用して個別最適な学びや協働的な学びの実現。子ども理解を深めること。働き方改革を推進し、教員が働きやすい環境の整備に取り組んでいくことなど、をまとめている。次のページ以降には、各経営課題、戦略、さらに具体的取り組みについての自己評価を記載している。この局運営方針の自己評価については、教育委員の皆様を作成いただく教育行政点検評価報告書の資料としていただくものであるため、詳細については後ほどご確認いただきたい。

続いて教育行政点検評価についてであるが、地教行法及び教育行政基本条例により、教育委員の皆様の取り組み、活動の状況等について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書の作成、公表が定められている。報告書の構成については、昨年度と同様に施策ごとの点検評価から、外部有識者による、公表までの5つの柱での構成を考えている。教育委員の皆様には、次の2点について作成を依頼する。1点目として、局運営方針の自己評価を基に点検評価を行っていただき、ご意見等があれば、この令和3年度局運営方針自己評価についてのコメントシートの作成をお願いします。2点目として、教育振興基本計画に掲げた目標達成に向け、行っていただいた教育委員の皆様の取り組みや活動の状況等について、令和3年度に教育委員として行った取り組み等についての点検評価シートの作成をお願いします。本日もご協議いただきご承認いただければ、本様式にて進めさせていただきます。

質疑の概要は次のとおりである。

**【森末委員】** 外部有識者への講評の作成依頼というのがありますが、これは何名の先生に依頼するといった規定はあるんですか。

**【仲村首席指導主事】** 特に規定はございません。

**【森末委員】** 地教行法の26条2項で、知見の活用を図るとありますが、これが根拠ですよ。毎年同じ方というのも、もちろんそれでもいいのですけれど、人数を変えなかったこともせず、同じ方がずっと評価をしていると、マンネリ化する可能性もないわけじゃないので、その点も少し考えていただきたいと思います。

【仲村首席指導主事】 前回の計画に関してでございますので、森田先生と添田先生を予定しておりますが、令和4年度より新たな計画となりますことから、来年度以降、令和4年度につきましては、事務局の方で新たに有識者を選定させていただいて、進捗管理を行っていきたいと思っております。

【森末委員】 新たな観点も加えて評価していただかないと、ちょっと趣旨に合わない可能性もあるのかなと思って申し上げました。

【仲村首席指導主事】 承知いたしました。ありがとうございました。

議案第59号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次の通りである。

被処分者は、中学校教諭で、処分内容については、懲戒処分として停職2月とする。当該教諭は、カウンセリングの報酬として、令和3年2月から5月にかけて金銭200万円を受け取った。また聴き取りに対して虚偽の報告を行ったというものである。当該教諭は令和元年度からホームページなどを開設し、カウンセリングなどを行っていたところ、令和2年11月頃、本件事案にかかる相談者から相談を受けるようになった。この相談者から報酬を受けるべきなどと言われ、令和3年5月までの間に数回にわたって、合計200万円が振り込まれた。その後、令和3年7月に私どもの方に通報があった。当該教諭は校長の聴き取りに対して、料金を受け取っても全て募金をしていたと述べた。事務局は令和4年1月に当該教諭に再び聴き取りを行ったところ、当該教諭は、これまで虚偽説明を行っていた、相談者から金銭を受け取っていた旨の説明を行った。当該教諭は受け取った金銭の一部を私的に使ったものの、令和4年1月末までに受け取った200万円全額全てを返金したということである。

質疑の概要は次の通りである。

【栗林委員】 只今説明いただいた点については、私は教育委員としては全く正当で正しいと思います。ただ、今後に向けて、通常、こういうカウンセリングを自分でYouTubeにあげるということについて、その必要性が社会一般的にないのかというと、そうとも言えないと思うんです。つまり、この本件の問題は本人がお金を受け取って、しかも虚偽の報告をしたと、こういうことは雇用契約に反した問題なので、これは当然処分を受けるべきだと思いますし、この捉え方が正しいと思います。しかし、子どもたちの成長、あるいは

はその子どもたちを指導する方々への対応を、社会的にどうやって充実したものにしてい  
くのかという観点から、こうしたカウンセリング技能を持った人が社会的に貢献しなくて  
いいのかということ、ちょっとまた別の側面があって、こういう課題は社会的には議論  
されるべき課題ではないかということも同時に印象として受けました。

だから今後に向けては、こういうことのあり方というのは、雇用のあり方に最後は結び  
ついていくと思いますけども、現在、日本の社会も非常に大きな変化をせざるを得なくな  
っていて、今後こういう教職にある方たちの立場というのが、これまでの契約どおりにい  
くかどうかというのは、非常に大きな問題を孕んでいると、私個人は感じています。その  
中で、それじゃあどうしていくのか。今、大学の教員なんかでも、テニユアトラックとい  
って、採用時には臨時雇用として、例えば3年間働き方を見ますと。その中身はこういう  
ことを重点的にやってくださいと。その後3年目の審査で雇用を受けられるというような  
ケースもこれからは出てくると思います。そういう中で、契約のあり方ってということが非  
常に大きな課題になり得る場面も出てくると思いますので、この方は虚偽の報告をされたり、  
雇用関係において報告することが定められているのに、お金を一旦は貰ってしまった  
りとか、これはもう懲戒処分の対象にならざるを得ないと思いますけど、しかし、社会的  
には今後教育を受ける子どもたちの充実のためにはどうしていったらいいのかという観点  
では、これはやっぱり検討すべき課題を提示しているとも言えると思いますので、今後議  
論が必要かなと思います。直接には関係ないですが、そういうことを同時に感じましたの  
で、指摘させていただきました。

**【忍教務部長】** ありがとうございます。慣例的には処分事案が起こった時であります  
とか、その年の研修でありますとか、そういう中ではこういう事案を活かして、こういう  
ことのないようにという周知をしております。そういう中で、本件については兼業にあた  
る、要は金銭の授受であるとかはだめだという指導はしてまいりたいと思います。職務専  
念義務がある中で、学校の先生方におかれては子どもたちに対する教育をしていくのが一  
義だと思いますが、本件のように様々な手法で、そういうサポートができるような取り組  
みはあるとは思いますが。

**【森末委員】** この処分についてはこれで私も賛成いたします。ただ、今お聞きしてい  
て、兼業許可に関して、教員が兼業許可申請を出して、許可される場合ってどういったも  
のがあるのかなと考えていまして、まず基準などはあるのですか。

【上田教職員服務・監察担当課長】 今、資料が手元にございませぬけれども、教育活動に関することといたつた基準はございませぬが、具体的にどのようなものゝ許可して、どのようなものは許可しないといった具体的な基準はございませぬ。

【森末委員】 そうすると、例えば YouTube か何かで塾じゃないけれども、要するに教えるというか、この教科書についての解説をするとか、巷に多くありますが、そういったことに関して許可申請したとすれば、許可する可能性もないわけじゃないですかね。

【上田教職員服務・監察担当課長】 そうですね。塾は認められませぬが、金額や、公務に与える影響などもあります、可能性としては全くないことはないと思ひます。

【森末委員】 そうですね。金額が多すぎるとか、時間が多すぎれば本務に差し支えるとか、そういう観点でということなので、栗林委員がおっしゃつたように、社会的に求められることもあるので、やっぱり許可すべき時もあると思ひうんですね。今回の事案は別ですけれども、ちょっと私もそう思ひましたし、今まで以上に認めていくべきかもしれないなという感想を持っています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第60号「職員の人事について」及び議案第61号「職員の人事について」を一括して上程。

忍教務部長からの説明要旨は次の通りである。

議案第60号は、教頭が休職となるため、その後任について、また、議案第61号は、さらにその後任について提案するものである。まず、議案第60号について、現在、大阪市教育センター指導主事である秋山宜数を、北区の新豊崎中学校の教頭に充てるというものである。次に議案第61号について、議案第60号として説明した教育センター指導主事、秋山宜数の後任として、現在、指導部指導主事である田村英巳を充てる。本日ご承認をいただけたら、6月6日付けで発令を行いたい。

質疑の概要は次の通りである。

【大竹委員】 本件についてはこれでいいのですが、長時間労働といった点からみると、議案第61号の指導主事の仕事は、誰がやることになるんですか。これは今の指導部にいる人で分担してやるということになるのでしょうか。

【忍教務部長】　　そうです。

【大竹委員】　　そういう面では、また仕事が増えるということで、それは次の定期異動の時に解消するというようことになるんですかね。いつも思うのですが、最後に仕事の分担ということで、人間的にみれば、教頭が休職したことで、その1人分の稼働がどこかで負担になってきますよね。

【忍教務部長】　　一義的にはどこから要員を捻出するかという検討を事務局内でいたしますが、実際のところは、委員がおっしゃるように、現に担っている仕事をどのような分担替えをして対応できるかという点で、それができる部署の中からお一人活用させていただくという視点であります。実際にされていた仕事があるわけですから、その分負担になるというのは紛れもない事実だと思いますが、それが最小になるようなところがどこかと相談をしながら、対応しております。ただ、今お話があったような点も考えながら、できるだけ先生方のご負担にならないようにしてまいります。

【平井委員】　　今、大学では基幹教員という制度をつくり、教員のあり方を抜本的に見直そうとしています。クロスアポイント制度を活用することも盛り込まれています。小学校が教科担当なども含めて、大学がとろうとしている制度を参考にすることも一法ではないかと思います。中学を対象にしたあるデータによると、将来なりたい職業が教員、大学教授というものもあります。コロナ禍で児童・生徒の職業観も変容していくと思いますが、現状と未来の両方を見つめて施策を講じていく必要があると思います。また、改正された特別免許状の制度も最大限に活用して、その分野に秀でた実務家を候補者に充てるなどの選択肢があってもよいと思います。教育界の変容に常にアンテナをはっておくことが不可欠です。

採決の結果、委員全員異議なく、いずれの議案も原案どおり可決。

(5) 多田教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

---

